

インターネットによる誹謗中傷を防止する対策を求める意見書（案）

SNSを使った誹謗中傷により匿名で他人を攻撃したことで、人命を落とす痛ましい事件が発生した。

この事件に限らず、インターネットによる個人への中傷は予めから問題になっており、発信者情報の速やかな開示は、言論の自由を阻害しない範囲において、インターネットによる匿名の誹謗中傷から被害者を守る手段となる。

インターネットでの発言は、自由であると同時に責任を伴うものであり、発信者の情報開示をプロバイダに求める「プロバイダ責任制限法」の強制力を強化し、インターネットによる誹謗中傷の抑止力となるよう以下の対策を講じられたい。

記

- 1 裁判なしで任意開示を促せる規定を設けること。
- 2 プロバイダに開示させる情報を増やすこと。
- 3 被害に遭った場合の専門の相談窓口を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月26日

様

和歌山県議会議長 岸 本 健

（提出者）

藤山 将材

長坂 隆司

奥村 規子

多田 純一

（意見書提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣